

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第十一号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十九年六月一日から施行する。

平成二十九年五月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

表診療及び検査の項第五号の項に次のように加える

脳ドックの料金	一回につき 四三、二〇〇円
胃がん検診（胃内視鏡検査であつて、熊谷市が行うものをいう。）の料金	一回につき 一五、四五四円
大腸がん検診（便潜血検査であつて、熊谷市が行うものをいう。）の料金	一回につき 一、一八八円
肺がん（結核）検診（熊谷市が行うものをいう。）の料金	一回につき 五、三五九円
胸部X線検査	一回につき 八、九八八円
胸部X線検査及び喀痰細胞診	一回につき 八、九八八円